

東春テレホンサービス規定

1. (東春テレホンサービスの取引)

- (1) 東春テレホンサービス(以下「本サービス」といいます。)は契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)からの電話、ファクシミリ、または専用端末(多機能電話等)による照会依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「指定口座」といいます。)の取引明細、残高をお伝えします。
- (2) 電話、ファクシミリの場合には、取引通知(振込、取立)および 入出金明細通知サービスをご利用になれます。
- (3) 専用端末(多機能電話等)による依頼は、依頼人があらかじめ当金庫に届出た電話番号の専用端末(多機能電話等)を使用して送信して下さい。
- (4) 電話、ファクシミリによる依頼は、依頼人が占有管理する電話、ファクシミリを使用して送信して下さい。

2. (手数料等)

- (1) 本サービスの利用期間中は、別にお知らせした手数料を支払って下さい。
- (2) 基本手数料は、当金庫所定の振替日に預金通帳および払戻し請求書または当座小切手なしで支払指定口座から自動的に引落します。

3. (免責条項)

- (1) 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、既に照会または通知した内容について変更または取り消しすることがあります。
- (2) 当金庫の責によらない電話の不通並びに通信機器、回線、コンピュータ等の障害により取扱が遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (3) この照会取扱による依頼電文を当金庫で受信し、あらかじめ当金庫に届出された指定口座の店コード、科目コード、口座番号、暗証番号との一致を確認して取扱いましたうえは暗証番号等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

4. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届け下さい。この届出前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

5. (解約)

この取引は当事者の一方的な都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面にするものとします。

6. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後、継続後も同様とします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

(令和6年8月1日現在)